

介護老人保健施設東京ぼんなん白光園減免規定

(目的)

第1条 この規定は介護老人保健施設東京ぼんなん白光園の管理者（以下「施設長」という。）が実施する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第10号に規定される生活困窮者に対する施設療養費、利用料の減免についての範囲、その他の必要事項を定め、その適切かつ円滑なる運用を確保することを目的とする。

(減免の対象者)

第2条 施設利用者は、次の各号に該当するときは、施設療養費並びに利用料の減免を受けることができる。

- ① 生活保護法による被保護者であるとき。
- ② 減免認定基準生活費の額（生活保護法における一般生活認定基準の各号に1.3倍を乗じた額）に満たないとき。
- ③ 施設利用者の属する世帯が次に該当し、支払いが困難と認められるとき。
 - ア 生計を主として維持する者が失業または死亡し、もしくは心身に重大な障害を受けたとき。
 - イ 震災、風水害または、これに類する災害により住宅家財またはその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- ④ その他、特に施設長が必要と認めたとき。

(減免の範囲)

第3条 この規程において減免する利用料の範囲は次のとおりとする。

- ① 入所基本利用料(食費・居住費含む)
- ② 入所特別利用料（加算料金）
- ③ その他必要と認めたもの

(減免の額)

第4条 第3条に要した費用の10%以上の額。

(減免の申請)

第5条

- 1 施設療養費並びに利用料の減免を受けようとする者（主たる扶養義務者その他の同居の親族を含む。以下同じ。）は、施設の支援相談員に対して相談の申し出を行わなければならない。そのうえで、減免申請書（別紙様式第1号）と収入申告書（別紙様式第2号）を施設に提出しなければならない。
- 2 前項の申請を受理した場合は、その必要性に応じて調査を実施して、速やかに

処理を進めるものとする。

- 3 事務の処理にあたっては支援相談員がその業務において懇切丁寧を旨として行うものとし、対象者の人格の尊厳が損なわれるようなことがあってはならない。

(減免の決定及び通知)

第6条 施設長は、前条第1項に規定する減免申請書を受理したときは、然るべく速やかに、減免の可否及び減免額等を決定し、入所者及び通所者に対し減免決定通知書（別紙様式第号）により通知しなければならない。

なお、減免申請書若しくは証明に関する書類に誤り、若しくは、不備があったときは、自らの調査に基づき減免の額等を決定することができる。

(減免の取り消し等)

第7条 申請者が虚偽又は不正の行為により減免を受けたときはただちに決定を取り消し、減免をした額を返還させるものとする。ただし、その返還が経済理由により著しく困難であると認められる場合においては、その世帯の収入その他一切の事情を勘案してその全部又は一部について減額することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成5年7月1日から施行する。
- 2 この規程は、広く関係者に明示し、その周知徹底を記すものとする。
- 3 この規程は、平成29年11月1日 一部改訂する。
- 4 この規定は、平成30年11月1日 一部改訂する。